

長沼ふれあいターミナル条例新旧対照表

旧				新			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
室区分	使用料			室区分	使用料		
	午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後11時まで)		午前 (午前8時から正午まで)	午後 (正午から午後5時まで)	夜間 (午後5時から午後11時まで)
大会議室	750円	970円	1,400円	大会議室	770円	990円	1,430円
小会議室	210円	320円	430円	小会議室	220円	330円	440円
備考				備考			
<p>1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。</p> <p>2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>				<p>1 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用料の10割を加算した額とする。</p> <p>2 11月1日から翌年4月30日までの使用については、冬期加算として当該使用料の3割を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p>			